戦前の中学校における作業科

――その設置をめぐる経過と作業科の実践の展開に関する研究ノート――

横　山　悦　生

（1）

戦前の中学校に作業科という教科が登場してくるのは，1931年の中学校令施行規則の改正（以下'31年改革と省略）以降である。この'31年改革は，これによって作業科と公民科が新たな教科として登場し，中学校上級学年が第一種と第二種課程に分化され，基本科目と増課科目とが設けられ，原則として生徒による学科目の選択が可能になるという，戦前の中学校の歴史においてかつてない大改革であった。この'31年改革によって中学校がどのように変化したのかについては，教育学研究における中等教育研究の遅れとかかわって，研究がきわめて少なくその実態がほとんど明らかにはされていないように思われる。

世界的な視野で見た場合，19世紀末から20世紀初めにかけての中等教育改革の主要課題は，①中等教育の大衆化　②そのために中等教育の内容を実際化することにあったと考えられる。日本の中学校教育は，1899年の中学校令改正によってその目的が「高等普通教育」に一元化され，その後上級学校への進学準備一辺倒の教育が伝統となってきたところでの改革であるがゆえに，大きな困難に直面した。'31年改革はこれを学科課程の改革により「教育の実際化」を押し進めようとしたとみることができ，それを中心的に担ったのが，この改革で新たに登場してくる作業科，公民科，実業科であった。(注1)

このような観点から作業科を考察していくのが本研究の目的であるが，この研究ノートでは，そのための予備作業として，作業科の設置をめぐる経過と作業科の実践の展開状況について素描する。

なお，今後の研究のために作業科の実践記録を中心に，作業科の実践を掲載している雑誌とその題目を巻末に入れておく。

（2）

作業科が登場してくる背景，経過をみていくにあたって，まず先行研究に触れておく。戦後，作業科が姿を消した段階で，これを研究の対象として先鞭をつけたのは，矢野敏雄「中学校の作業科」（『産業技術教育講座』第一巻1958年）である。1931年の中学校令改正によって，公民科という教科が新設されたが，矢野は，作業科がこの公民科とともに設置されたことを重視し，当時の文部省が開催した作業科講習会においてその講師（阿部七五三吉）が修身科独立の必要づけの例から，

作業科設置の理由を説明したことをもって，(注2) 作業科と公民科が「論理的基盤の同一性の上にたつ発想によっていることは明らかである」としている。さらに，講師の説明を引用して，(注3)「公民科と作業科が，当時の世相・社会事情から目をそらせるに役だてる手段であったし，国家主義教育の構想にもとづくその具体的なあらわれ」という評価を与えている。また，1931年1月20日の文部省訓令（後述）から，「作業科には，学生生徒の『思想善導』的な意味も含まれていた。『勤労愛好』の精神をつちかうために，いわば修身科や公民科で教えられた事がらを「具体的に身体をもって実践する教科とすることにあった」としている。このように矢野は，作業科が公民科とともに導入されてきたことを重視し，当時の資本主義の危機的状況をのりこえる一方策として，「思想善導」のための勤労愛好精神の涵養に作業科のねらいがあったと見ているのである。原正敏も，1931年1月20日の文部省訓令（「園芸，工作，其ノ他ノ作業ヲ課シ勤労ヲ尚ビ之ヲ愛好スルノ習慣ヲ養ヒ且日常生活上有用ナル知能ヲ与フルコトトナセリ蓋シ勤労ノ尊重スベキハ輓近ノ世態ニ照シ学生，生徒ノ気風ニ顧ミ特ニ之ガ必要ヲ認ムル所ナリ是レ作業科ヲ以テ基本科目トナシ将来ノ職業如何ニ拘ラズ総テノ生徒ニ必修セシムルコトトナシタル所以ナリ」(1)）を引用して，「この教科の最大のねらいが『勤労愛好精神』の涵養と『思想善導』にあったことは明らかである」としている。（原正敏①「旧制中学における作業科――その技術教育的側面の検討――」『科学史研究』No 66，1963年　②「『勤労にかかわる体験的学習』の歴史的検討」『日本産業教育学会研究紀要』第8号　1977年9月）

（3）

1931年の1月10日の中学校令施行規則改正を準備したのは，1927年12月22日に文部省内に設置された中学教育調査委員会であった。この報告書（1928年9月11日）に，作業科の原案が，「実科」という名称で出されている。（「実科」は第一学年から第五学年まで2時間ずつ合計10時間配当されている。「実科ハ園芸，手工其ノ他ノ作業ニ依リ勤労ノ習慣ヲ養フヲ主トスルコト但シ農業又ハ工業ヲ選択シタル生徒ニハ其ノ学科目ノ内容ニ依リ実科ヲ欠クコトヲ得ルコト」(2)と説明されている。）

この中学教育調査委員会に関する審議記録は保存されていないので，(注4) この「実科」が誰によって提案されたのかは不明である。ただ，小委員会が設けられ，原案が作成され，その原案によって，1928年3月2日から1928年9月11日まで全体会議が開かれたとされており，(注5)その小委員会のメンバーは，阿部重孝，清水由松（麻布中学校長），森岡常蔵（文部省督学官），佐藤礼吉（同），熊本捨治（同）であった。原正敏も，この五人の名前をあげているが，「『実科』『作業科』の構想が誰れのイニシャで如何なる経緯をへてまとめられたかについては詳らかではない」と述べている。（原正敏②の文献）

確かに「誰れのイニシャ」であるのかという問題を解明することも必要であるが，当時，中学校教育に対してどういう要求が出されていたのかを検討することがより重要な問題であろう。

（4）

では，当時の実業教育関係者から，いかなる要求が出されていたであろうか。

1927年10月号の『工政』に，東京府立化学工業学校長であった宇野三郎が「工業教育に関する私見」という論文を寄せているが，その中で工業教育の制度問題を論じて「先ず中等教育を改善せよ」という主張を述べている。

「現今我国に於て，小学校を除けば，圧倒的絶対多数を占むるものは中学校である。国民全体が共同に責任を感じなければならない産業振興策に向って，この多数の中学校卒業者がどれほどの貢献をしてゐるであらうか。……実生活に即した教育を施すところに中学教育の重大な使命があるのではあるまいか。如何なる学問でも，それが空理空論では所謂死んだ学問である。中学教育が須要なる普通教育である以上は，仮令それが智的探究の場合であっても，立脚点を忘却してはならぬ。智識の軽視は何れの教育にも禁物であるが，智識そのものが中学教育の主目的ではない。目的とする所は飽くまでも実生活に須要な智識の活用的方面，即ち常識の働きでなくてはならぬ。然るに今日の中学教育の実際及び其の結果はどうであるか，吾人の見を以てすれば，道徳教育に欠陥の誹があるばかりではなく，爾余一切の教育に於て甚しく遺憾の点が少くない。極端に言へば今日の中学教育は高等学校の予備校であり，其教育は専門学校の受験準備教育であるかの如き奇観を呈し，上級学校が提出する入学試験問題の解答を目標としたる偏頗な姑息な無理な教育が殆んど五ケ年を通じて行はれて居りはしないか。」(3)

このように中学校教育の現状が上級学校の予備教育化し，実生活からかけ離れていることを問題とした後，その改善方策として，「中等教育の地方化」を提起している。

「抑々教育制度に於て吾人の理想とする所は三階級制である。曰く初等教育令，中等教育令，高等教育令が是である。そして是を縦横自在に連繋せしめて統一しようといふのである。第二に，内容の改善によって中等教育の地方化を企図し，次で専門教育との連絡を自由ならしめたらどうであらうか。即ち，中等教育に於る学科課程，修業年限等の規定は能ふる限り大綱に止めて画一制ならざることを通則とし，土地の状況に応じて選択自由の権を与へ，其の名称の如きも教育の実質に応じてその内容に適はしめたい。例へば普通中学校，工業中学校，女子中学校，商業中学校，農林中学校，女子職業中学校といふが如く任意に適宜の名称を用ひさせればよい。然して農村に於ては農業に関する教科を加味した中学校や農業本位の中学校を，商工業地域にあっては商工を加味し若くは之を専門とする中学校を適宜に其の地方の事情に応じて建設せしめることにしたならば，総ての中等教育は始めて実際的生命の光を点ぜらるるのではあるまいか。」(4)

以上にみてきたような「中等教育の地方化」という要求は，中等教育の一元化構想（工業学校や農業学校や商業学校や高等女学校を中学校と同資格とする）の制度をうちたて，中学校の教育内容に「土地の状況に応じて」実業科目を導入することによって「教育の実際化」をはかるものと考えることができよう。

（5）

一方，農業教育研究会は，文部省が中学教育調査委員会を設置したのに対応して，「中等教育の実際化問題を調査せん」[5]という目的で中等農業教育調査会を設置した。この第一回総会（1928年4月19日）では，「雑談的に意見の交換を行った」（注6）が，その後 第二回総会（同年5月1日）を開催し，「種々の論議の結果十名の特別委員をあげて具体案の作成を行ふ」[6]ことになり，特別委員会で中学教育改善の方策及び中学校における実業科の教授要目についての具体案を作成した。この特別委員会での議論の状況は，次のようなものであった。（注7）

① 「中学校のコース二分問題」については，「準備教育の部門に蝟集し，其の結果は従来と何等異なる処なく改善の実をあげ得ないであろう」としている。

② 「職業の重要なる意義を了得せしめて，これを尊重するの精神を養ひ，生活に於ける労務を喜ぶの風を助長せねばならぬ」ようにするため「全学校の根本方針を，全学校の空気を，教師の頭を改めると共に全学科の内容及び教授に刷新改善を加えねばならぬこと勿論であるが，主として其れを任とする学科として即ち中心教科として実業を全生徒に課する」という趣旨で「実業科の必修化」をうち出している。

③ 中学校の実業科の内容は，1. 中学校の生徒は将来の方向極めて雑多である，　2. 設備の問題から考えて，「設備に経費少くして足る，又上級学校に進むに好都合なる商が大多数を占むる」危険性がある，という理由から，また「中学校の実業科は実業に関する理解を与へ，生活の本源を理解させ，之が体験によって人格を陶冶するにある」という理由から「不分割のもとに，即ち農工商等の実業を綜合融和して課すべき」としている。また，それゆえ，実業科は「実業に関連して作業を課せねばならぬ，むしろ作業を中心として実業科を授くることが出来れば最もよいではないか」としている。この作業については，「従来実業科に於ては実習なる名称を用ひたのであるが，ここにいふ作業はそれと稍々範囲を異にし，農事工作及び日常の生活に関係ある各種の作業的事項を包含するものである。而して之は実業科の時間中のみならず時間外に於ても必要に応じ，又教育上利用し得べき機会ある毎に行ひ，実業科必修の趣旨徹底上最も重視して之を活用しなければならぬ」と説明している。

こうした方向で中学教育改善要旨と中学校実業科教授要綱がまとめられ「中学教育改善に関する意見」として，『農業教育』1928年8月号に発表された。以下にその全文を示しておく。

中学教育改善に関する意見

中学教育は高等普通教育なるを以て地方の事情に順応して適切に之を施すこと肝要なり，然るに学科目は画一に失し施設の全般殆んど裁量按排の余地なく，加ふるに上級の諸学校之を以て入学の準繩と為すあり相依り相俟って知識偏重の教育たらしめ全く高等教育の準備機関たるに至れり，延いて累を実業教育に及ぼし小学教育も亦之に牽制せられて本来の目的を達成するに遺憾少からざるものあり。故に中学教育の刷新は実に刻下の要務なりと雖も，之を予備教育と完成教育とに区分するが如きは，益々進学者を予備門に誘致するの結果を招来し，決して高等普通教育の実を挙ぐる所以にあらず。

惟ふに中学教育の弊は所謂学校教育を万能視して職業を閑却し生活を尊重せざるに在り，此の宿弊を矯め真に完成教育たるの本旨を完うせしむるには，少くも教育の内容を別記要旨に依りて改善するを緊要とす。

中学教育改善要旨

一、実業を必修学科目と為すこと。

完成教育たるの実を挙ぐるには生活の表現たり具体たる実業を了得せしめ，職業を尊重し勤労を好愛するの精神を養ひ，以て人格の陶冶に資するを緊要とす。

二、実業は農工商等の区分に拘はらず綜合的に之を課すること。

実業学校に於ては農業，工業，商業等に分科して授くるを必要とすと雖も，中学校に於ては生徒の進路一定せざるを以て農工商等の実業を前項の趣旨に則とり綜合融和して課するを適切とす（別紙教授要綱参照）

三、実業は各学年を通じて毎週二時之を課すること。

四、実業は力めて作業を中心として之を課すること。

作業は農事，工作，記録，調査，洒掃整頓等日常一般の労務操作と為し，規定の教授時間外にも必要に応じて随時之を課するものとす。

農事，工作等の際は之に関する学理及方法を授け実業の教授を裨補するを肝要とす。

附帯事項

本案の趣旨を徹底せしむるには下記各項を実施するの要あり。

一、学科目の改廃を行ひ教授要旨及要目を改訂すること。

二、実業及作業を課するに必要なる設備を完備すること。但し学校全体を作業場又は実習地と看做すべきこと。

三、実業を担任する教員を充実すること。

中学教育改善に関する意見

中学教育は高等普通教育なるを以て地方の事情に順応して適切に之を施すこと肝要なり，然るに学科目は画一に失し施設の全般殆んど裁量按排の余地なく，加ふるに上級の諸学校之を以て入学の準縄と為すあり相依り相俟って知識偏重の教育たらしめ全く高等教育の準備機関たるに至れり，延いて累を実業教育に及ぼし小学教育も亦之に牽制せられて本来の目的を達成するに遺憾少からざるものあり。故に中学教育の刷新は実に刻下の要務なりと雖も，之を予備教育と完成教育とに区分するが如きは，益々進学者を予備門に誘致するの結果を招来し，決して高等普通教育の実を挙ぐる所以にあらず。

惟ふに中学教育の弊は所謂学校教育を万能視して職業を閑却し生活を尊重せざるに在り，此の宿弊を矯め真に完成教育たるの本旨を完うせしむるには，少くも教育の内容を別記要旨に依りて改善するを緊要とす。

中学教育改善要旨

一、実業を必修学科目と為すこと。

完成教育たるの実を挙ぐるには生活の表現たり具体たる実業を了得せしめ，職業を尊重し勤労を好愛するの精神を養ひ，以て人格の陶冶に資するを緊要とす。

二、実業は農工商等の区分に拘はらず綜合的に之を課すること。

実業学校に於ては農業，工業，商業等に分科して授くるを必要とすと雖も，中学校に於ては生徒の進路一定せざるを以て農工商等の実業を前項の趣旨に則とり綜合融和して課するを適切とす（別紙教授要綱参照）

三、実業は各学年を通じて毎週二時之を課すること。

四、実業は力めて作業を中心として之を課すること。

作業は農事，工作，記録，調査，洒掃整頓等日常一般の労務操作と為し，規定の教授時間外にも必要に応じて随時之を課するものとす。

農事，工作等の際は之に関する学理及方法を授け実業の教授を裨補するを肝要とす。

附帯事項

本案の趣旨を徹底せしむるには下記各項を実施するの要あり。

一、学科目の改廃を行ひ教授要旨及要目を改訂すること。

二、実業及作業を課するに必要なる設備を完備すること。但し学校全体を作業場又は実習地と看做すべきこと。

三、実業を担任する教員を充実すること。

中学校実業教授要綱

一、本要綱は次の趣旨に基きて編成したるものなり。

イ、中学校の実業は人類の生活を了得せしめ職業を尊重し勤勉力行の風を養ふを以て要旨とす。

ロ、中学校は学科目多岐にして統括を欠く，実業に依りて之を生活に綜合せしむるを必要とす。

二、各学年には下の方針を以て配当したり。

第一学年　食物，衣服，住居等日常生活に関する普通の知識心得を授け一家の生計より職業に及び人生に於ける職業の意義を知らしむ。

第二学年　自然界に於ける生活より植物と作物，動物と家畜との関係を説き栽培飼養の必要方法を授け農業の意義を知らしむ。

第三学年　農産物の製造加工より工業品の種類，建築の発達を説き，自然物及自然力の利用を授け人生と工業との関係を知らしむ。

第四学年　農工業に於ける機械の地位より企業の変遷種類を説き需要供給より金融，商品，貿易，交通の発達を授け農工業と商業との関係を知らしむ。

第五学年　実業と国家との関係より我国の実業及助成機関に及び実業は生物の進化，人類の努力に依り更に向上進展するものなるを説き文化の構成伝達を基として文化発達に於ける実業の地位を授け実業の本領は社会国家の完成に在ることを知らしむ。

三、作業及見学は土地の情況に依り自ら異なるを以て種類場所等を例示するに止めたり。

中学校実業教授要綱

学見	業作	実業						
実業学校、農事試験場等 水宅地ノ利用道	食事ノ整理法 衣服ノ整作 洒掃ノ手入 花庭ノ手入 校園ノ手入 記録	職業人生ト職業	家計収入支出家計記録	住居住居建物ノ種類 洒掃保存	衣服衣服ノ種類 服装	食物食物ノ種類 食事ノ心得	吾等ノ生活吾等ノ生活 衣食住	第一学年
農園、牧場等ニ関スル試験場 農用悪水路等	同上 栽培ノ保護予防 害虫ノ駆除 益鳥ノ保護 益虫ノ養蜂 病菌ノ養魚 作物ノ養鶏	農業農業人生ト農業	飼養家畜ノ飼養 家畜ノ種類	動物ト家畜生活ト動物 家畜ノ保護動物ト家畜	栽培作物ノ栽培 作物ノ種類	植物ト作物生活ト植物 作物ノ保護植物ト作物	自然ト生活自然界 自然ト生活	第二学年
工業、発電所等 蚕業試験場 工業試験所 測候所	同上 簡易ナル農産加工 簡易ナル工作 校具、自転車等ノ修理 気象観測	工業工業人生ト工業	自然ノ利用自然物 自然力 自然ノ利用	建築建築ノ種類 建築ノ発達	工産品製造、加工 工産品ノ種類	農産物農産物 農産物ノ利用	養蚕養蚕 製糸	第三学年
船舶、陳列館 商品陳列館 産業組合 銀行 取引所 日用品市場	同上 購買組合ノ練習 展覧会等ノ実務 簿記実務	商業商業人生ト商業	交通交通機関 交通ノ発達	商品需要ト供給 商品交通 貿易	金融金融 金融機関	企業企業ノ要素 企業ノ種類 企業ノ変遷	機械農工業ト機械 機械ノ発達	第四学年
古跡、古社寺、古文書等 博物館 各種ノ助成機関	同上 実業研究 地方調査	実業ノ本領 実業ノ本領	実業ト文化 文化ノ発達	実業ノ進展 実業ノ進展	実業ノ助成 助成機関 実業ノ助成	我国ノ実業 我国ノ実業 我国実業ノ地位	実業 実業ノ種類 国家ト実業	第五学年

（6）

以上にみてきた実業教育界の要求(注8)が，1928年9月11日の中学教育調査委員会の報告書にそのまま反映したものでないことは，第一部（「主トシテ実際的教養ヲ欲スル者ニ便ニシ」）と第二部（「主トシテ一般的教養ヲ受ケントスル者ノ要求ニ応ゼントス」）という二つのコース制を導入したことからも明らかである。この問題での経過について以下に示しておく。先に述べたように，中学教育調査委員会において原案が作成されたのは，1928年3月5日であったが，その後の3月30日から「農林学校と工業学校方面から委員二名を選ぶこととなり」(注9)東京府立化学工業学校長の宇野三郎が参加したようである。そしてその審議の経過について宇野三郎は次のように述べている。

「……中途からあの委員に加ったのでありますが，私があの委員会に出ました時は二種になっておりました。之に就て私は非常に不満で，やはり茗渓会の方で御決議になりましたやうに一本で行って貰ひたい，其内から秀才或は余裕のある所の者はアカデミック・コースに進む。どうも高等普通教育に於て，同一の学校に而も同一の資格を以て這入って行く処の者に，差別的の教育をすることは甚だ面白くない。どうしても一本でなくてはいかぬといふことを極力説いたのです。処がどうも小委員で案が出来て，既にそれが相当審議されてゐて，私の説に賛成してくれる或一，二の人を除くの外は，もうさういふことをいっても駄目だ，是まで進んでゐるのだから，さういふ意見は此処で用ひる訳にいかない，決った案に従って君の意見を出してくれといふことで，私の案は葬られてしまった。」(7)

この宇野の発言からも，実業教育界の「教育の実際化」の要求は，中学教育調査委員会において，アカデミックな教育を守ろうとする勢力によって，大きな抵抗をうけざるをえなかったことがうかがえる。

（7）

先に述べたように，中学教育調査委員会は，1928年9月11日に，進路に応じた二つの課程（第一部，第二部）を編成することを骨子とした報告書を文部省に提出した。文部省は，これに基づき中学教育改善案を作成し，9月28日に諮旬11号として文政審議会に提案した。（このとき第一部，第二部を第一種，第二種に改称した）ここにおいて，実科が作業科と名称を改めて登場してきたのであった。中学教育調査委員会の報告書では，第一学年から第五学年を通して2時間ずつと，第三学年から進路に応じた二つの課程を編成することに対応した第一部に農業，商業，工業がそれぞれ5時間（第3学年・第4学年）5～8時間（第5学年）配当され，「其ノ一科目ヲ選択セシムルコト」とされていた。文部省の諮旬案では作業科は第一学年から第五学年の2時間ずつと，第一種では，実業科が，3～5時間（第3学年，第4学年）3～6時間（第5学年）配当され，実業科は「農業，工業，商業等を総合し又は適宜分合してその内容を定め特に実習作業に重きを置くこと」

とされたのであった。文部省は，中学教育調査委員会の報告書における実科を作業科に改称し(注10)，農業，商業，工業の方は時間数を減じ，実業科として一教科にまとめたのであったが，このような修正は，中学校の目的規定である「高等普通教育」の枠内にこれらの新設教科を入れようとしたものであったと思われる。このことは，その後の文政審議会での議論で明らかになる。そこでは，作業科や公民科は「高等普通教育」の教科としての妥当性が問われたのであった。(注11)

こうして文政審議会では，当初の文部省の諮旬案（これらの新設教科の導入によって，数学と外国語の時間数減が予定されていた）は，アカデミックな内容での「高等普通教育」を擁護する勢力によって，「第二種課程の場合，数学と外国語の教授時数は，最大限時数は現行の時数を下廻らないこと」という修正をうけ，作業科の教授時数も第1学年から第2学年までは2時間，その他の学年は1時間とされたのであった。

このような経過をふまえて登場してきた作業科は，学校現場においてどのように展開されていったのであろうか。(注12)

（8）

作業科は，1931年4月から正式に発足し，5年間の実施猶予期間があったものの，改正（1931年）と同時に全国各府県の中学校では当初の文部省の予想を越えた勢いで実施に着手されたようである。当時の文部省督学官の倉林源四郎によれば，1931年11月の文部省の調査では，全国の中学校556校中381校（約6割8分）で実施され，1933年11月の文部省の調査では，553校中437校（約7割8分）で実施され，その内訳は，園芸を課している学校221校，工作を課している学校48校，園芸と工作を併せ課している学校190校，其の他の作業を課している学校90校であり，(8) 園芸工作を併せ課している学校も含めると，工作を課していた学校はかなりの数が存在していたことがわかる。

矢野敏雄の研究では，実施猶予期間に作業科の施設設備に関する国庫補助の問題にふれ，とりわけ，満州事変以後の軍事予算の増大による教育予算の削減によって，昭和9年度と昭和10年度の国庫補助費が削減されたことから，「十分な施設設備による作業科の経営は無理であった」(9)としている。そこから「工作と園芸の同時学習が軌道にのらず，平行学習が理想的に望ましいことであっても，事実は園芸を主とするか，工作を主とするかにわかれてしまい，大多数の中学校では園芸作業に傾斜していった」(10) としている。原も，1963年の論文「旧制中学における作業科」では，この矢野の指摘を踏襲しているが，1978年の論文「『勤労にかかわる体験的学習』の歴史的検討」では，文部省の「全国公立中学校ニ関スル諸調査」から表1を作成し，「これまで想像していた以上に『工作』が実施されている」(11) と述べている。

表1　作業科の実施状況（学校数・生徒数）

	実数					百分率				
	園芸	工作	園芸及工作	その他	計	園芸	工作	園芸及工作	その他	計
1931年	160校	21	135	85	401〔339〕	39.9%	5.2	33.7	21.2	100.0
	31,706人	4,033	23,241	26,130	85,210	37.2	4.7	27.3	30.7	100.0
1932年	200校	28	162	83	473〔396〕	42.3	5.9	34.2	17.5	100.0
	46,363人	6,882	40,029	27,124	120,398	38.5	5.7	33.2	22.5	100.0
1933年	221校	48	190	90	549〔439〕	40.3	8.7	34.6	16.4	100.0
	62,691人	10,536	60,880	28,939	163,046	38.4	6.5	37.3	17.7	100.0
1934年	216校	78	237	82	613〔475〕	35.2	12.7	38.7	13.4	100.0
	72,901人	19,155	90,139	27,405	207,600	34.8	9.1	43.0	13.1	100.0
1935年	222校	94	308	77	701〔517〕	31.7	13.4	43.9	11.0	100.0
	78,621人	27,458	128,498	29,064	263,641	29.8	10.4	48.7	11.0	100.0
1936年	227校	130	317	72	746〔544〕	30.4	17.4	42.5	9.7	100.0
	82,637人	39,523	141,642	29,724	293,526	28.2	13.5	48.3	10.1	100.0
1937年	227校	138	337	86	788〔558〕	28.8	17.6	42.7	10.7	100.0
	85,001人	45,543	153,307	33,809	317,720	26.8	14.3	48.3	10.6	100.0
1938年	233校	144	318	89	784〔557〕	29.7	18.4	40.6	11.4	100.0
	105,538人	55,778	149,254	32,899	343,469	30.7	16.2	43.5	9.6	100.0

出典：文部省普通学務局「全国公立中学校ニ関スル諸調査」毎年度より。実数の計の上段は左欄の数字の合計。〔　〕内は実学校数。この違いは一校で二科目以上実施しているためである。

（出典：原正敏「『勤労にかかわる体験的な学習』の歴史的検討」）

この「園芸及工作」として統計上にあらわれる学校の作業科の内実を明らかにすることも一つの課題である。

作業科がどう実践されたのかを以下では個々の「学校史」を通して見ていきたい。「学校史」には作業科に記述が及んでいるものはそう多くはないが，山口県では，いくつかの「学校史」が，作業科について記述しているので，これを摘記する。(注13)（山口県では他府県と比べて作業科の予算が豊富であったことがいわれている）

山口県では「作業科の設備に関する予算は5年間にわけて各中学校に配当され，」(12) 昭和6年度は柳井・防府・萩・大津の各中学校に園芸，宇部中学校に工作，昭和7年度は山口・安下庄両中学校に園芸，昭和9年度は徳山中学校に園芸，昭和10年度は豊浦中学校に園芸，下関中学校に工作が置かれたようである。(12)上級学校進学者の多い山口，下関地方は後まわしにして漸次実施していったとされている。(13)

豊浦中学校では，昭和10年度から作業科の授業は「正式に実施された」のであるが，「それ以前の四年間は，準備期間として機会あるたびに校友会活動の一環として，校庭の手入れ，花卉栽培・蔬菜栽培などを行なっていた」(14) ようである。さらに「翌昭和11年度からは，作業科実習地として，黒門に1215坪の土地（畠）を借りうけ，蔬菜・花卉の栽培を本格的に開始した。これと同時に，図書館裏に作業科倉庫が建設され，鍬・鋤・籠などの用具も備えられた。昭和11年10月には温室も完成した。作業科園芸が正課に加えられたことにともない，校友会の園芸部（昭和6年新設）も本格的な活動を開始し，正課では十分できない，実習地や温室の管理に当たった」(15) とされている。

岩国中学校では，作業科は昭和8年から実施され，「初年度にはとりあえず一学年に毎週二時間課し，年を追って上学年に及ぼすことになった」(16) ようである。この昭和8年度の入学生が第四学年になる昭和11年度から第一種，第二種の課程分化を行っている。作業科の実施に当たっては作業園の建設が急務とされ，次のような計画が立てられている。(17)

1. 花卉園芸　約770坪の花園を作りて之を行う
2. 蔬菜園芸　約450坪の菜園を設け之を行う
3. 校庭の手入　校庭の整理整頓をなさしむるのみならず進んで美化せんとす

そして，昭和8年の秋までには「作業園は寄宿舎裏の空地を開墾し，……鶏舎・堆肥舎・農具室・作業室が完成した」(18) ようである。

防府中学校では，昭和6年度は第一学年に一時間，園芸のみを課し，作業科を実施したが，昭和7年度からは「実施体制を整備して，改正中学校令施行規則に定めるとおり推進した」(19) とされている。第一種課程に課せられた実業の実施内容も作業科の園芸履習の延長の上に農業科を設け，昭和6年度生が四年級に進級する昭和9年度から実施している。作業科と実業科の教授要目は表2のようになっている。

表 2

第一学年（作業科）	第二学年（作業科）	第三学年（作業科）	第四学年（作業科・農業科）	第五学年（作業科・農業科）
花卉ノ手入（学級担当） 蔬菜ノ手入（学級担当） 発育調査 校庭手入 農具の使用法	花卉栽培（個人担当） 蔬菜栽培（個人担当） 発育調査 校庭手入 農具ノ使用法 樹木ノ手入 藁細工 養鶏 病虫害の駆除予防法	花卉栽培（個人担当） 蔬菜菜培（個人担当） 発育調査 校庭手入 樹木ノ手入 藁細工 養鶏 病虫害の駆除予防法 花卉特殊栽培（温床・温室） 養蜂 蔬菜特殊栽培（温床・温室）	花卉栽培（個人担当） 蔬菜栽培（個人担当） 発育調査 校庭手入 農具ノ修理 樹木ノ手入 藁作工 簡単ナル土工 果樹栽培 花卉特殊栽培（温室・温床） 養蜂 蔬菜特殊栽培（温室・温床） ○特用作物栽培 ○土壌及肥料 ○農事視察 ○課外研究 標本製作・統計図案 ○農産物加工	花卉栽培（個人担当） 蔬菜栽培（個人担当） 発育調査 校庭手入 農具ノ修理 樹木ノ手入 簡単ナル土工 果樹栽培 花卉特殊栽培（温室・温床） 蔬菜特殊栽培（温室・温床） ○特用作物栽培 ○土壌及肥料 ○農事視察 ○課外研究 標本製作・統計図案 ○農産物加工 ○育種 ○造園 ○造林 ○農業経営 ○農業政策 ○農史学大要

備考

一、作業科の一、二学年は毎週二時間、三、四、五学年は一時間とす。但し一種生を除く。

二、この教授要目は昭和六年度第一学年の累次進学に伴い課す。

三、各学年を通じ課外に校舎と校庭担当区域の美化作業を行ふ。

四、○印を付したものは農業科に限りこれを課す。

〔校友会誌　24号〕

注　文部省制定「中学校教授要目」農業科

四学年　耕種（穀菽・蔬菜・花卉・工芸作物の栽培・農具）養蚕

五学年　耕種（果樹・栽培・育種）土壌及肥料・畜産・林産・水産・農業経営・農業政策

〔明治以降教育制度発達史〕

（出典『山口県立防府高等学校百年史』p 261 ）

作業科と実業科の授業では各学級約10～15の班（各班3～5名）に分け，実習地も班別に区分され，班単位の活動が行われている。また，当番制度が設けられ，毎日の放課後30分～1時間残り，当日の作業の残務やその他適当な作業に従事させている。さらに「園芸の性格上，教授要目に定めた時数のみで題材を消化しきれない関係上，昼食後の休憩時間や放課後等に，教員と共に，あるいは各自が随時に作業する課外自由作業が奨励された。」(20) さらに，飼育動物の給餌，校地や実習田の整備や除草，鉢物の灌水等のため，休暇中といえども交代して作業に従事させている。雨天時の授業は簡単なわら細工・木工・農具の手入れ，実習に必要な講義，作業に関係のある実社会の現状等に関する講義を行なったとされている。また，「実業科であるため近隣の産業施設などを実地見学することもあった」(21) とも書かれている。昭和8年度の作業科実業科施設（表3），各年度別履習者数（表4），一種生の見学実習一覧（表5）が示されている。また，この学校史には作業科の成績評価のことも記されており，「出席状況（殊に休暇中の出席を重視）と実習の勤惰（殊に作業当番などに留意して査定）などいわゆる勤怠を60点に評価し，作業日誌の観察研究事項と担当作業区割での作物栽培や課題の技術点を各20点に換算して評定した」(22) ようである。

表3　昭和8年度末現在の作業科実業科施設

区分	名称＼摘要	間口×奥行 位置	面積 坪（㎡） 反畝歩（㎡）
施設	作業教室	5間×5間	25坪（82.5）㎡
	農具室	4 ×4	16（52.8）
	収納室	5 ×4	20（66.0）
	園芸用具室	2 ×3	6（19.8）
	温室	2.5 ×4	10（33.0）
	堆肥場	4 ×2	8（24.4）
	鶏舎 同運動場	1.25 ×1 …	1.25（4.125） 3（9.9）
実習地	第一農園	院内519－1・519－3	1反 0畝 20歩（1056.0）㎡
	第二農園	二ノ上 岡村504-1	1 4 3（1305.9）
	花・栽培場（花壇）	校地内（講堂西側）	7 7（716.1）
	第一苗圃	〃	1 10（132.0）
	第二苗圃	〃	1 10（132.0）

飼育動物			
	鶏	白色レグホン種	10羽
		名古屋コーチン種	10羽
	兎	〃	若干羽
	密蜂	西洋種	1群

［笹川雅一「作業科の実施について」校友会誌26号］

備考　昭和12年門衛所跡建物7.5坪を作業科教員詰所として移築。

（出典『山口県立防府高等学校百年史』p 263）

表4　各年度別履習者数

区分／年度	作業科（園芸及工作）履習人員	実業科（農業科）履習人員
昭 6	150	—
7	299	—
8	432	—
9	523	48
10	596	87
11	602	77
12	621	67
13	608	69

表5　一種生の年度別見学実習一覧

昭11. 2. 8	商業学校	全
2. 22	農民道場	5年有志
11. 11. 5	農民道場・敷山城址	4　年
11. 6	裁判所	5　年
12. 6. 17	中関専売局	5　年
9. 29	枝原幸太郎氏宅抜種式参列	全
12. 26	農民道場・敷山城址	4　年
〃	農事試験場・山口裁判所	5　年
13. 1. 24	鐘淵紡績	全
13. 11. 18	福島人絹・水産試験場	全
15. 11. 18	福島人絹	全

〔同窓会誌日誌抄〕

（出典『山口県立防府高等学校百年史』p 263）

この防府中学校は，園芸のみを課したが，「雨天時の幾時間かに課した木工をもって」文部省の統計では「園芸及工作」に分類されていることにも注意を要すると思われる。

萩中学校では，作業科は昭和6年度から実施されたとだけ書かれており，表6だけが掲載されているが，この表から，学年ごとに園芸と工作とが配分され，年間を通して，工作か園芸のどちらか一方だけを履修するやり方をとっていたようである。

県立山口中学校は，「上級学校進学者が多い」ことから「第一種（実業）の課程を欠いてもよいとされた（山口県立中学校規則第3条）」（『山口県立山口高等学校百年史』p 413）。この山口中学校では，昭和7年度から作業科が設置され，園芸の授業が行なわれたようである。この学校でも「作業科実習地の必要が生じ」(23)

表6　外国語，実業，作業科履修表

科目／年度	外国語	実業	作業科	
	支那語	農業	園芸	工作
昭和6年	—	—	1年全員	—
10年	—	4，5年全員	1.2.5.年全員	3，4年全員
11年	4，5年1種生	4，5年1種生	1，2年全員	3.4.5.年全員
12年	全上	全上	全上	全上
13年	全上	全上	全上	全上
14年	全上	全上	全上	全上
15年	全上	全上	全上	全上
16年	全上	全上	全上	全上
17年	5年1種生 4年全員	5年1種生	全上	全上

（出典『山口県立萩高等学校百年史』p。250）

昭和８年４月に寄宿舎北寮一棟を解体してその跡に作業園を設けたようである。

以上にみてきたように，学校によってかなり異なるものの，最初は校庭の手入れや栽培などから行ない，次第に，農園（実習地）を確保して，「本格的な」取り組みになっていったようである。園芸の道具やそれを収納する農具室，さらに温室や鶏舎までも備える学校も出てきている。このような変化が，作業科（園芸）を設置していた学校では起こっていた。

また，防府中学校のように，第一種課程での「農業科」と関連させて作業科（この学校では園芸中心）が行なわれ，第一種課程の生徒にとっては，作業科は「農業科」の基礎として重要な意味をもったのではないかと考えられる。

'31年改革以前の中学校のカリキュラムは，中学校卒業後すぐに「実業ニ就キタル者」をかかえていたにもかかわらず，上級学校進学者のための内容になっていたが，'31年改革によって，中学校には「実業ニ就キタル者」にふさわしいカリキュラムが入ってきたのであった。このような意味での「教育内容の実際化」が中学校教育の大衆化につながっていったと考えられる。

山口県でも山口中学校だけが第一種課程を設けなかったが，都市部の，とくに東京府の中学校では，ほとんどの学校では第一種課程は設けられなかった。こういう学校では，作業科も作業科教師も冷遇された。そういうところでの作業科とは何であったのかということについては今後の課題としたい。

また，1938年６月９日に文部省から「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」が出され，作業科もこれによって大きく変化していく。(注14)「学校史」には，これによって作業科の時間数が増加したという記述がいくつか見られるが，この「集団的勤労作業」のもとで，中学校がどうなっていったのか，作業科がどうなっていったのかを解明することが今後の課題としたい。

〔引用注〕

(1) 『明治以降教育制度発達史』第７巻 p 253

(2) 「中学教育調査委員会報告要旨」『文部時報』291号（S。3.10.21）p 33

(3) 宇野三郎「工業教育に関する私見」『工政』1927年10月 p 16

(4) 同上　p 18

(5) 濱口徳治「中等農業教育調査会」『農業教育』1928年５月 p 35

(6) 濱口徳治「中等農業教育調査会（二）」『農業教育』1928年６月 p 24

(7) 『工政』1928年11月「高等小学校に於ける工業教育に関する意見交換会」（昭和３年10月４日）における宇野三郎の発言部分（p 58）

(8) 倉林源四郎「作業科実施の状況」『作業科講座』第３巻 p 10

(9) 矢野敏雄「中学校の作業科」『産業技術教育講座第1巻』p276

(10) 同上　p276

(11) 原正敏「『勤労にかかわる体験的学習』の歴史的検討」『日本産業教育学会研究紀要』第8号 1977年9月p5

(12) 『豊浦高等学校沿革史』p364

(13) 山口県立萩高等学校『山口県立萩高等学校百年史』昭和48年p250

(14) 山口県立豊浦高等学校『豊浦高等学校沿革史』p364

(15) 同上　p364

(16) 山口県立岩国高等学校『岩国高等学校九十周年史』p207

(17) 同上　p207

(18) 同上　p207

(19) 山口県立防府高等学校『山口県立防府高等学校百年史』p260

(20) 同上　p262

(21) 同上　p262

(22) 同上　p262～p263

(23) 山口県立山口高等学校『山口県立山口高等学校百年史』p413

〔補注〕

（注1）　1931年の中学校令施行規則による改正学科課程表を表7に示しておく（課程の分化は第三学年以上においても行なうことができるとされているが，ここで示したのは，圧倒的多数の学校が採用した第四学年より分化の場合の学科課程表である）。

（注2）「修身教育の如きものも，どの学科を扱ふにしても，常に道徳教育が含蓄して居っても宜いことであり，又含蓄せねばならぬことであります。学校教育全体が所謂道徳とならなければならぬことであります。それにも拘らず修身科を特設してあると云ふことは，道徳教育に秩序あり，系統ある道徳観念を作って行く上から見て大いに必要であるのであります。作業科を特設したのも是と全く同様であります」（阿部七五三吉『作業科原論』第二章）

（注3）　矢野は次のように述べている「中等普通教育に作業科が設置されたのは，『働くことの教育』を社会が要求したとして，つぎのように説明している。『人口は増加するし，生活問題は深刻に迫って来るし，失業問題もあり，学校教育を受けた者は就職難に苦しめられて』いる。もし彼らが『働くことを苦にしなければ就職難はない』しかし彼らの多くは，『働かないで良いことがあるならばと云う所を狙って居るが故に就職難が起る』とのべている。これが当時の政府と官制教育界に流れる支配的な意見だったといえよう。しかも文部省は，『学生の思想問題を解決

するには就職難と入学難を解決してやることが急務だと考えている』一方，『働くことを苦にしない』人間をつくると同時に，『働くことを教える』教育が必要だということをとりあげて，中等教育における作業科設置の理由と，それが社会の要求であることを強調する。」（矢野敏雄「中学校の作業科」『産業技術教育講座第一巻』p274）（ここで矢野が中等普通教育という言葉を用いているのは不適切な表現である）

表7　改正学科課程表（第四学年より分化の場合）

合計	増課科目ニ充ツベキ総時数	増課科目		基本科目総時数	基本科目											学科目／学年
	音楽	図画	実業	理科	数学	外語	国語及国語		体操	作業科	音楽	図画	理科	数学	外語	地理	歴史	国語及国語	公民	修身	
三〇									三〇	五	二	一	一	二	三	五	三	七		一	第一学年
三〇									三〇	五	二	一	一	三	三	五	三	六		一	第二学年
三二									三二	五	一	一	一	三	五	六	三	六		一	第三学年
三二―三五	一一―一五	一―二	一―二	三―五	一―四	二―四	二―五	一―三	二〇	五	一			四			三	四	二	一	第四学年 第一種
三〇―三二	一〇―一二	一―二	一―二		一―二	二―五	四―七	一―三													第二種
三二―三五	一一―一五	一―二	一―二	三―六	一―四	二―四	二―五	一―三	二〇	五	一			四			三	四	二	一	第五学年 第一種
三〇―三二	一〇―一二	一―二	一―二		一―二	二―五	四―七	一―三													第二種

（出典『近代日本教育百年史第5巻』p188～p189）

（注４）　阿部彰『文政審議会の研究』p218

（注５）「中学教育調査委員会報告要旨」『文部時報』291号p32

（注６）　このときの要点は以下のようなものであった

一、中学校を卒業し，上級の学校には行かず，そのまゝ何等かの実業に就くものは相当に多い，むしろ上級学校に進むものは之に比して甚だ少い。然るに中学校が本来の精神から離れて，全然上級学校の予備校と化しているのは遺憾である。之を救うのは当然であるが，併し上級学校入学の競争に負けぬということも，今日の実際よりすれば相当に重視せざるを得ない。之を如何にして両立せしむべきかゞの問題となるであろう。

二、中学校の中に上級学校に進むものと，然らざるものとの二のコースを設け，事情に応じて何れかを選択せしむるのも一方案であろう。又二コースに分つにも，初年級よりすると，高学年の三ケ年或は二ケ年のみを二コースに分つのには，各長短がある。何れにもあれ，若し二コースに分つときは，上級学校に入るだけの知能及び資力がないものも，上級学校へ進み得る，即ちアカデミックなコースを選ぶこととなりはせぬか。而かしてプラクチカルなコースは振はず名あつてその実なく，遂に失敗に終るの虞がありはせぬか。

三、前記の如き事が確実に予想さるゝからは，コースを分けず，全部に実際化の為めの教育をするがよいではないか。而して其の中心学科として，或種の実業科を課するとすれば，低学年より上級まで通じて課するか，或は低学年のみに於てするか，或は上級のみに於てするか，実際化の成績を挙げる為めと，教科目及び教授時数配当の関係から，研究せねばならぬ。

四、実業科を全部の生徒に課し，更に上級学校入学に従来の如く筆頭試験等を行ふとせば，実業科も之に加へ，殊に高等学校入学については，単に数科目にとゞめず，各種の学科目に就て試験を行へば，従来の中学校に於ける，上級学校の入学試験より来る弊を除くことが出来ようし又試験制度の改正実施によつて，此の問題は解決し得るであらう。

五、実業科は事情に応じて，農工商の内の一乃至三を学校内に設け，生徒は何れか一を必ず修めることゝするか，若しかゝる場合には設備を要することの少い商業科を課するものが必要以上に多くなり，農工の如きは之を課設するものが必要程度よりも遥かに少くなりはせぬか，極端に云へば商業中学が大多数を占めはせぬか，或は一学校内に農工商等の課設さるゝ場合には，農は最も不振となるであらう。

六、中学校教育の実際化或は実業化を実施する為には，学校の空気を根本的に改善せねばならぬ，之はいふは易くして行ふは非常に困難であらう。又実際化する為には，各種教科の内容に改善を加へ，又之を取扱う教師の態度が改められねばならぬ。

七、実際化の中心学科として，農業商業等を課するものとし，各種実業そのものに関する知識技能を授くることに重心を置くか，即ち職業の準備として課するか，或は産業陶冶勤労精神等に

重きを置き，普通教育，一般陶冶，国民常識或は公民教育の一要素と見るか，その立場を明にしてかゝらねばならぬ。

八、実際化のための中心学科として，実業科を設けて之を必修せしめ，而して「実業」は農工商等に区別せず，実業の全般より，地方に適切なる事項を選択按配して其の内容となすこと，即ち農業を主とする場合に於ても，地方の実際的必要に考へ，工業商業等に関する事項をも加へるがよいではないか。

九、実業を課するの趣旨は，実業に関する知識技能を重んずるよりは，人類の生活につきて十分なる理解を与へ，職業乃至産業を尊重し，労務に親しみ之を楽しむ精神を養ふこと，即ち智育よりは徳育を主眼とするを適当と認むべきであらう。

十、実際化の精神を徹底せしむる一方法として，全生徒に作業を課し，作業の内容は農業工作及び日常生活に必要なる仕事等となし，規程時間外にも必要に応じて課する様にしてはどうか。

十一、中学校教育を実際化せんとするには，全学校の空気を改善し，理想的雰囲気の中に於てするは勿論，実業科其他を担任する教員の養成に就ても適当なる施設をせねばならず，又目的を達する為には各種の設備を必要とし，又相当多くの時間を実業の為めに配当せねばならぬ，かくする時は今日の実業学校との差が，実際上何処にあるか，寧ろ実業学校にしてしまってはどうか，或は上記の如き学校が出来るならば農学校を廃しても事実上敢て不都合なしとも考へられるではないか，併し中学校に於て一般陶冶を主眼とし，その一要素としての実業科であり，農学校では農を業とする人の為めの知識技能の修得及び徳育の為に農業を課し，商工業学校に於ても亦同様である。

十二、中等普通教育の一要素として実業を課するからには，五ケ年を通じて必修せしめるのが当然である，而して低学年に於ては農工商を区分せず単に実業として課し，一般実業に関する理解と趣味を養ひ，之によつて一には選択の能力を養ひ，高学年に於ては農工商に分ち而して其の農に於ても単に農事のみにとゞまらず必要に応じて商工等に関する事項を其の内容に加へてはどうか。

（注７）　この部分は濱口徳治「中等農業教育調査会（二）」（『農業教育』1928年6月p24～p28）を筆者がまとめ直したものである。なお，特別委員会は1928年5月4日，7日，11日，25日，6月5日に開かれたようである。

（注８）　農業教育研究会の方は，先に述べたような中学教育改善に関する意見を発表しているが工政会の方は出さなかったようである。その事情については，以下の引用から推察できる。

（「高等小学校に於ける工業教育に関する意見交換会」での発言（『工政』1928年11月））

「○倉橋藤治郎君……中学校の実業科に関してもう一度建議をしますか。

○宇野三郎君　　した方がよいでせう。

○秋保安治君　工政会が工業の学科目の内容に触れた問題に就て，斯の如き内容で課してくれろといふことは，工業家の全体の与論だといふので，どんどん持って行くのはよいけれども学校の制度に就て建議を出すといふことは，工政会のような団体の性質がちょっと重きをなすかどうか疑問だと思います。一種，二種を認めれば，又一種には斯の如き内容のものを教へてくれと具体案を建議することはよいが……（中略）又工政会として議する所は，苟も中学校の教科の中に工業に関する何物かが這入るに就ては，斯の如きものを教へなければならぬといふことを主張するのであって，それを一種にするか，二種にするか，一本にするかといふことを論ずるのは，工政会の仕事としてはどうかと思う。さういふことに関して工政会の建議が重きをなさぬと却って将来損ですから，さういふ内容に就ては愈々案が決って，文部省で内容の準備に掛る頃にやる方がよいと思ひます。」

秋保安治は，文部省督学官で，文部省の指導により建議は出さないことになったようである。なお，最初の倉橋の発言にある「もう一度」とは，昭和3年9月24日に工政会が行なった「師範学校学科課程実業に工業を加へる建議」をさすと思われる。

（注9）『東京朝日新聞』1928年3月31日から引用した。3月30日に開かれた中学教育調査委員会では商工会議所および農会から中学教育改善意見として，次の六点が報告されたと書かれている。（『東京朝日新聞』同日付）

1. 中学教育を地方的にするため当局に自由裁量の余地を与へること
1. 中学校は上級学校の予備校の如き現状に鑑み実際教育を注入すること
1. 人格のたうやを主とし公民教育を盛にすること
1. 必須課目の時間を増加すること
1. 夜間中学を認定し私立中学の助成を計ること
1. 体育教育に重きを置くこと

（注10）後に，文部省督学官森岡常蔵はこの理由について次のように説明している。（「千葉県中等教育研究会主催　作業科教育研究会の概況」『農業教育』388号　昭和8年12月）

「初め中等教育調査委員会は作業科とせず実科とし，園芸手工其の他の作業を課し勤労の精神を養うべく期図したのであります。然るに文部省に於て実科なる言葉は曖昧な意味を有する。例へば実科とは教へられた事柄其の儘の材料を取り入れず，頭を錬る数学の如き形式学科に対する地理歴史等の如き内容を憶へなければならぬ実質的学科を意味する場合もあり，又法令上に見る実科高等女学校といふ如く，人文科に対立した実科の意味を有する場合等，時と場合とにより誤解を招く虞れありとして作業科としたのであります。」

（注11）谷口琢男「中等学校における公民科導入問題と中等教育観――文政審議会における中学

校公民科特設案の検討――」『茨城大学教育学部紀要第26号』，阿部彰『文政審議会の研究』参照，一方，実業科の方は，教科としては新設されたが，それ以前（1911年）から，科目（随意科目であったが）としては存在していた。だが，文政審議会でも実業科不要論も出されていた。（阿部彰『文政審議会の研究』参照）

（注12） 以上に作業科の設置をめぐる経過をみてきたのであるが，その際，本研究ノートでは実業教育界の中学校教育に対する要求を中心にとりあげた。（工業教育関係者と農業教育研究会とでは中学校教育の改善に対する要求の内容に違いがみられるが，この検討については今後の課題としたい）もちろん，作業科が登場してくる一つの要因であるが，これまでの先行研究ではとりあげられていなかったので，本研究ノートで詳しく紹介したのである。他にも中学校校長会議は1907年に「作業実務科」を設置することを決議しているし，（このときにも要目まで作成して提起している。その全文は雑誌『作業教育』昭和10年10月号 p7～p8に掲載されている）また，1927年の中学校長会議でも，学科課程について，「1.上級学校ヘ入学セントスルモノノ為ニ他ノ多数ノ生徒ガ犠牲トナルカ如キ現状ヲ根本的ニ改ムルコト 2.知識偏重ノ弊ヲ矯メ品性ノ陶冶公民ノ訓練ニ最モ重キヲ置クヘキコト 3.教科目及教材ノ選択ニ就テハ画一主義ヲ打破シ之ヲ地方化実際化スルコト. 4.（省略）」とし，「教科目及ビ毎週教授時数表」では，「実科」（第一学年から第三学年まで1時間．第4，5学年は2時間）を提起している。

一方，昭和5年9月23日に開かれた全国町村長会では，教育制度の改正に関して決議したものの中に「三，中学校，女学校を実用化し作業を正科に入れ外国語を随意科とすること……」が見られる。（『農業教育』昭和5年9月 p88）

（注13） 山口県の学校の「学校史」で今回入手できたものは以下にあげる五校の「学校史」である。

『山口県立萩高等学校百年史』『豊浦高等学校沿革史』『岩国高等学校九十周年史』『山口県立防府高等学校百年史』『山口県立山口高等学校百年史』

なお，山口県では作業科の予算が豊富であったようである。例えば『農業教育』に書かれた「作業科教育管見」（本澤清一）には次のような記述がある。「我が山口県は，比較的よい設備を，県からしていただいて，私どもとしては感謝して居るとともに，よく参観に来られた方から羨ましがられる」（『農業教育』昭和8年3月号 p35）

（注14） 神辺靖光は，「昭和13年から文部省が主唱した集団的勤労作業運動は，教育刷新を名としているが，学徒を労働力に組織する政策以外のなにものでもない」と述べている。その根拠とされているのが「実施要項中の作業の種目と，作業種目別実施調査」で，「（これを）みれば，これが増産の労働力，就中，食糧増産の労働力確保のためのものであったことは明らかである」

としている。昭和19年，20年の勤労動員の時はともかくとして，昭和13年の段階でこのようにいえるのかどうかは検討を要するところである。

（神辺靖光「わが国における近代教育課程の形式（その4）――作業科と集団勤労作業――」『私学教育研究所紀要』1971年）

〈作業科の実践に関する資料目録〉

作業科の実践に関する資料を掲載している雑誌とその資料の題目について紹介しておく。

昭和8年1月に東京高等師範学校において同校作業科研究会の主催で，作業科研究会が開催され，この会において全国の実践状況が報告されているが，この記録が，雑誌『教育農芸』（教育農芸連盟編　地人書館発行）の昭和8年4月臨時増刊号に掲載されている。（この雑誌は，昭和7年4月から発行された。）

また，昭和8年11月には，中等教育会の主催で作業科協議会が茗渓会館で開催され，全国から作業科担当者が参加した。この記録が『中等教育』75号に掲載されている。この会に出席した人が中心となって，中等学校作業教育協会を設立し，昭和10年の4月から月刊雑誌『作業教育』が発行された。この雑誌は，一年間発行された後，昭和11年4月からは，『教育農芸』と合併し，『教育農芸と作業』となった。さらに，昭和13年6月からは『教育農芸』と改名された。『作業教育』にも作業科の実践が掲載されているが，一年間で発刊停止に至り，その後の『教育農芸と作業』には，作業科の実践がほとんど掲載されていないことも，当時の作業科教育の一端がうかがえる。

雑誌ではないが，国民教育会から昭和10年に『作業科講座』が発行され，6巻で完結したが，その付録として『作業科研究』が第1号から第6号まで発行されている。この『作業科研究』にも作業科の実践が掲載されている。

手工教育研究会が発行している『手工研究』にも昭和6年以降，各府県の作業科協議会の状況や少数ではあるが，作業科の実践についても掲載している。さらに，文部省内全国実業教育会の発行した『産業と教育』にも，福岡県八幡中学校（昭和9年1月号）と兵庫県赤穂中学校（昭和9年7月号）の実践の詳細な報告が掲載されている。

作業科の実践が長期にわたって発行された関係で多く掲載されているのは，農業教育研究会発行の『農業教育』である。この雑誌には，園芸を主とするが，工作に関する実践も掲載されている。

さらに，図画教育奨励会の発行している雑誌『美育』（大正14年7月発行）にも，昭和6年以降，作業科に関する記事が掲載されている。作業科の免許は，教員養成機関では，昭和9年度の東京高等師範学校図画手工専修科の卒業生から与えられたが，この卒業生に作業科の工作を担当した人が多かった。

この人たちの中に，作業科工作を，美術教育の立場から「構成教育」として実践した人がいたが，その実践なども紹介されている。この図画教育奨励会は，作業科工作の動向について注目しつつ，『美育』において，作業科問題を何度かとりあげている。

雑誌に掲載された作業科に関する実践の題目を以下に示す。（（　）内は掲載年月）

『農業教育』

① 「明石中学校に於ける農業及作業教育」西村正男（昭和6年5月）

② 「赤穂中学校に於ける作業科の実際(一)(二)」宮本陸治（昭和7年3月，4月）

③ 「我中学校の作業教育」馬庭健吉（石川県立大聖寺中学校）（昭和7年3月）

④ 「中学校の作業教育について」有川廣志（長野県上田中学校）（昭和7年3月）

⑤ 「高等女学校に於ける作業科の実際(一)(二)」高田長紀（高知県立第二高等女学校）（昭和7年4月，5月）

⑥ 「本校労作教育の中心をなす作業科の実際」宮田喜俊（高知県立安芸高等女学校）（昭和8年2月）

⑦ 「中学校教育と作業教育」山内佐太郎（兵庫県立明石中学校長）（昭和8年3月）

⑧ 「本校作業科について」木村寛蔵（新潟県糸魚川中学校長）（昭和8年3月）

⑨ 「本校作業教育の実際に就いて」中山音弥（千葉県立成東中学校長）北爪真一（昭和8年3月）

⑩ 「作業科教育管見」本澤清一（山口県立柳井中学校長）（昭和8年3月）

⑪ 「本校に於ける実業科（農業）実施情況」森　廣美（朝鮮光州公立中学校長）（昭和8年3月）

⑫ 「舞鶴中学校に於ける農業科及作業科」山田孝一郎（昭和8年3月）

⑬ 「中学校に於ける作業教育実施上の諸問題について」宮本陸治（兵庫県立赤穂中学校）（昭和8年3月）

⑭ 「四條畷中学校に於ける作業科の実際と卑見(一)(二)」市川與一（大阪府立四條畷中学校）（昭和8年3月，4月）

⑮ 「中学校作業科に関する意見とその実施方策(一)(二)(三)」都丸仁作（兵庫県立小野中学校）（昭和8年3月，4月，7月）

⑯ 「宮城県立白石中学校作業科の実際」宮城県立白石中学校（昭和8年3月）

⑰ 「作業教授法についての吾人の反省」有川廣志（長野県上田中学校）（昭和8年3月）

⑱ 「本校の実施しつつある作業科」斉藤計次（山形県立鶴岡中学校）（昭和8年3月）

⑲ 「作業科の二年生」鈴木栄吾（千葉県立木更津中学校）（昭和8年3月）

⑳「課外に於ける作業教育の実際」宮本陸治（兵庫県立赤穂中学校）（昭和8年3月）

㉑「千葉県中等教育研究会主催　作業科教育研究会の概況」北爪真一（昭和8年12月）

㉒「中学校に於ける作業教育の本領」山内佐太郎（兵庫県立明石中学校長）（昭和9年2月）

㉓「作業教育と流汗作業」林禮二郎（兵庫県立赤穂中学校）（昭和9年2月）

㉔「本校作業科実業科の概況(一)(二)」新潟県立小千谷中学校（昭和9年2月，3月）

㉕「我校に於ける作業実施状況」石川県立羽咋中学校（昭和9年2月）

㉖「我校に於ける作業教育実施概説(一)(二)」京都府立福知山中学校（昭和9年2月，4月）

㉗「本校作業の施設経営概況(一)(二)」中山音彌（千葉県立成東中学校長）
（昭和9年2月，4月）

㉘「本校作業科の指導方針と実施情況(一)(二)」鈴木栄吉（千葉県立木更津中学校）
（昭和9年2月，3月）

㉙「本校に於ける作業科の実際」木原元三（埼玉県立松山中学校長）（昭和9年2月）

㉚「作業教育先進校を視察して(一)(二)」白鳥貞一（茨城県立水海道中学校）
（昭和9年2月，3月）

㉛「茨城県中等学校作業科研究会概況」熊谷與市（茨城県立龍ケ崎中学校）（昭和9年2月）

㉜「本校作業科の実際(一)(二)」石川県立七尾高等女学校（昭和9年3月，4月）

㉝「生活指導に立脚したる本校作業教育の研究と実際(一)(二)」岐阜県岐阜高等女学校
（昭和9年3月，4月）

㉞「本校生徒作業の実際」和歌山県立新宮高等女学校（昭和9年3月）

㉟「作業科の本質」吉田彌三（鹿児島県立川辺中学校長）（昭和10年3月）

㊱「本校作業科の実情」金子道啓（埼玉県立本庄中学校長）（昭和10年3月）

㊲「中学校に於ける作業教育」山内佐太郎（兵庫県立明石中学校長）（昭和10年3月）

㊳「我が校の現状作業の実態」有賀敦義（徳島県立海部中学校長）（昭和10年3月）

㊴「本校に於ける作業，実業教育施設」福岡県三潴中学校（昭和10年3月）

㊵「農業科作業科実施概況」大分県立大野中学校（昭和10年3月）

㊶「本校の作業科の実際」井形知義・川平吉助（福岡県浮羽中学校）（昭和10年3月）

㊷「我校に於ける園芸作業科の概況」栃木県立烏山中学校（昭和10年3月）

㊸「作業教育と作業科教育」林禮二郎（兵庫県立赤穂中学校）（昭和10年3月）

㊹「実業・作業科だより」新潟県立小千谷中学校（昭和10年3月）

㊺「本校作業科の経営(一)(二)」玉置　隆（長野県岩村田中学校）（昭和10年3月，4月）

㊻「我が校に於ける農業科教育」本澤清一（山口県立柳井中学校長）（昭和10年3月）

㊼「作業教育の真精神と本校作業教育に就て」森本重徳（大阪府立四條畷中学校）

（昭和10年4月）

㊽「本校作業教育の実際」東京府立高等家政女学校（昭和10年4月）

㊾「本校作業科の実際」石川　政（埼玉県立小川高等女学校）（昭和10年11月）

㊿「作業科教授要綱及施設要項」保江正義（福岡県三潴中学校）（昭和11年2月）

(51)「研究を要する中学校実業科につきて(一)」都丸仁作（兵庫県立小野中学校）（昭和11年2月）

(52)「本校の労作教育」兵庫県立赤穂中学校（昭和11年4月）

(53)「本校教育の基調たる勤労作業」村田平三郎（高知県立安芸高等女学校長）（昭和11年8月）

(54)「我が校に於ける作業教育の実際(一)(二)」山口正夫（広島県立府中中学校）（昭和11年11月，12月）

(55)「本校作業科の概要」宮城県古川中学校（昭和11年11月）

(56)「作業科指導の一態度」鹽見淳一（兵庫県立赤穂中学校）（昭和12年7月）

(57)「作業科経営の方針」茨城県立境中学校（昭和12年9月）

『教育農芸』（教育農芸連盟編）

①「長井中学校に於ける作業科実施状況(一)(二)(三)」長沼源吉　昭和9年3月，5月，6月

②「我が校の作業教育に就いて」保江正義　昭和9年8月

③「作業科（園芸）教授の実際」宮岡　力　昭和12年7月

④「中学校園芸作業教授案」石川好蔵　昭和12年9月

⑤「作業科教授の実際」静岡県立豆陽中学校　昭和12年12月

⑥「作業科経営の要素に就いて」池原秀雄　昭和13年1月

⑦「作業教育の実際」太田　博　昭和14年10月

『作業教育』（作業教育協会編）

①「我校作業の概要」富田馨吾（成蹊高等学校）　昭和10年5月号

②「桃山中学校の作業教育の実際」松井清人（京都府立桃山中学校）　昭和10年7月号

③「精神教育を重視せる本校作業科（工作）教育」都丸仁作（兵庫県立小野中学校）昭和10年10月号

④「成東中学校作業教育の実際」長野　亘（千葉県立成東中学校）　昭和10年11月号

⑤「愛知県一宮中学校作業科教材配当表」　昭和10年11月号

⑥「埼玉県立本庄中学校の作業教育概要」　本庄中学校　昭和10年12月号

⑦ 「勤労教育の本質と本校作業科実業科の実際」木庭源三（熊本県立人吉中学校長）
昭和11年1月号

⑧ 「本校作業教育の概要(一)(二)」飯田　静（埼玉県立忍高等女学校校長）
昭和11年2月号，3月号

⑨ 「本校作業教育の実際」静岡県立浜松第二中学校　昭和11年2月号

『作業科研究』（『作業科講座』付録）

① 「本校作業教育の概況(一)(二)」埼玉県立粕壁高等女学校　第1号

② 「本校作業科の現状(一)(二)(三)」埼玉県立本庄中学校　第1号，第2号，第3号

③ 「桃山中学校作業教育の実際」松井清人（京都府立桃山中学校）第2号

④ 「本校作業科の概況」長野県岩村田中学校　第3号

⑤ 「我が校作業科の概要」静岡県立浜松第二中学校　第3号

⑥ 「本校作業教育の概要」紺井彌三郎（新潟県立小千谷中学校長）第4号

⑦ 「作業実業科施設に就いて(一)(二)」保江正義（福岡県三潴中学校）第4号，第5号

⑧ 「本校作業教育の現状(一)(二)」埼玉県立忍高等女学校　第4号，第5号

⑨ 「作業科実施の状況(一)(二)」武川壽輔（兵庫県立赤穂中学校長）第5号，第6号

⑩ 「我校に於ける作業実施概況(一)」隈　大三（福岡県浮羽中学校）第6号

⑪ 「本校に於ける作業科の実際」田中好之（埼玉県立松山中学校）第6号

『手工研究』（手工教育研究会）

① 「作業及農業科施設要領」兵庫県立明石中学校　第101号（昭和4年9月）

② 「明石中学校に於ける実業作業科に就て」西村正男　第126号（昭和6年1月）

③ 「工作科実施について」山下　厳　第138号（昭和7年1月）

④ 「岩田村中学校作業科実施の概要」柳沢正直（長野県岩田村中学校）第149号
（昭和7年12月）

⑤ 「女学校作業科施設についての私見と我校の農園」須貝敬二（大阪市立高等女学校長）
第149号（昭和7年12月）

⑥ 「京都府に於ける作業科」石川泰男　第149号（昭和7年12月）

⑦ 「中学校の作業科の視察について(一)(二)」阿部七五三吉　第154号（昭和8年5月）
第155号（昭和8年6月）

⑧ 「作業科設備の実際」園田三次（福岡県豊津中学校）第155号（昭和8年6月）

⑨ 「工作科並工業科設備の旨趣及び計画」横山忠義（北海道廳立釧路中学校）第158号

（昭和8年9月）

⑩「工作指導上の諸問題」兵庫県立赤穂中学校　第186号（昭和11年1月）

⑪「我が校の作業設備概要」北海道廳立旭川中学校　第186号（昭和11年1月）

⑫「本校作業教育の一般」静岡県立見付中学校　第186号（昭和11年1月）

⑬「本校に於ける作業教育の概要」滋賀県立長浜高等女学校　第186号（昭和11年1月）

⑭「作業科施設要項」福岡県三潴中学校　第190号（昭和11年5月）

⑮「作業教育」浅野孝之（成蹊学園）第193号（昭和11年8月）

⑯「第一東京市立中学校作業科工作実施概況(一)(二)」早川義貫　第198号（昭和12年1月）第199号（昭和12年2月）

⑰「我が中学校に於ける作業科」重田尹二　第224号（昭和14年3月）

『産業と教育』（全国実業教育会）

①「本校作業教育の実際」福岡県八幡中学校　昭和9年1月号

②「我校に於ける作業教育の実際」武川輔壽（兵庫県立赤穂中学校長）昭和9年7月号

③「本校の作業教育に就て」浅野孝之（成蹊学園）昭和9年9月号

『美育』（図画教育奨励会）

①「広島高師に於ける全国作業科研究大会――工作科教員総動員――」乗本吾一　昭和10年1月号

②「作業科教師の態度――積極的に伝統を打破せよ――」平松久一　昭和10年3月号

③「横須賀中学校の作業科を観る」石野　隆　昭和10年4月号

④「作業科工作の実施難――四箇年体験の実際問題――」赤池　悟　昭和10年5月号

⑤「作業科の体験を語る」宮本幸恵（東京府立第五中学校）昭和12年4月号

⑥「東京府作業教育座談会」長谷川規矩進（東京本郷中学校）昭和12年7月号